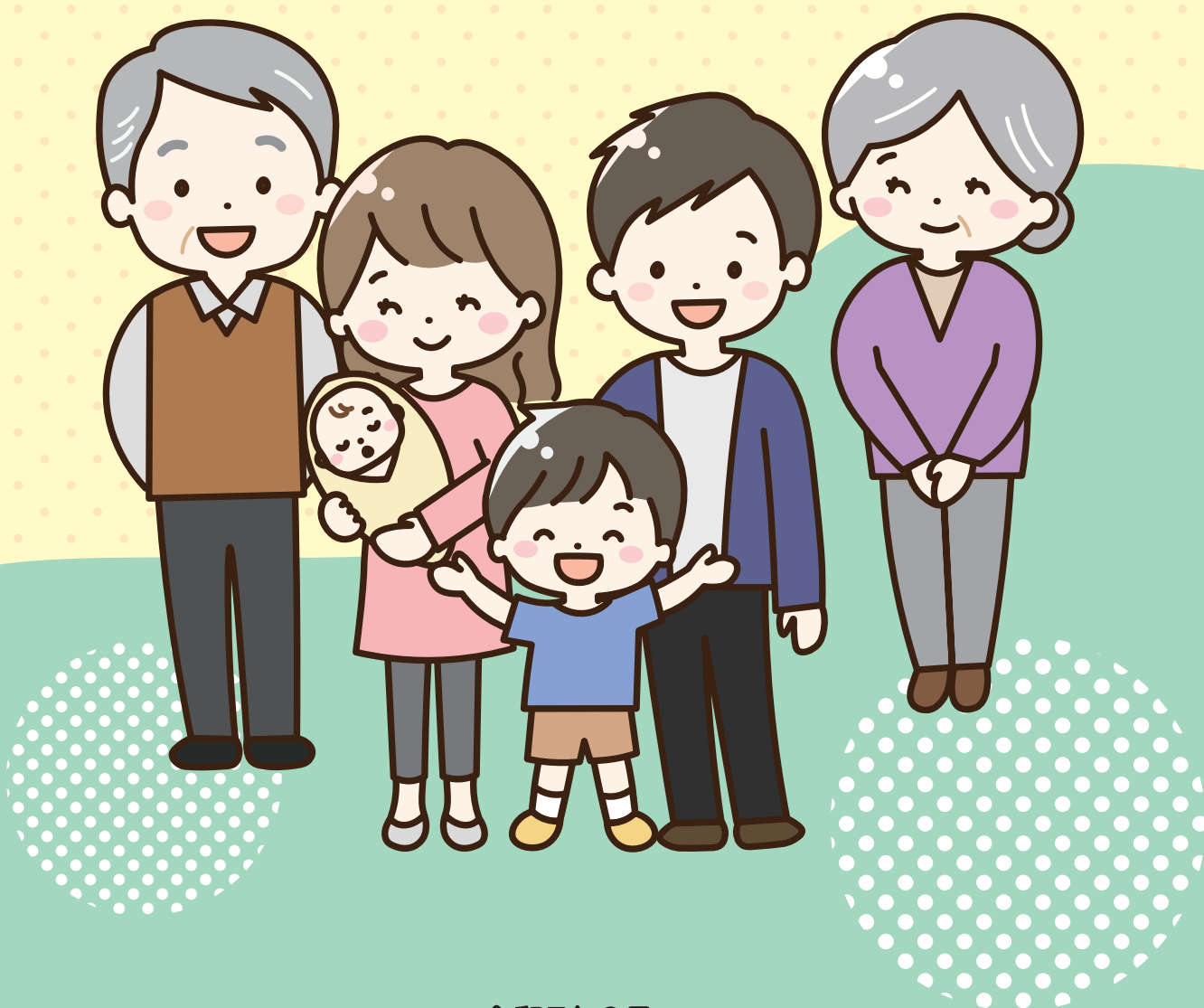


概要版

第3期玉野市 子ども・子育て 支援事業計画

令和7年度～令和11年度



令和7年3月
玉野市

計画の策定にあたって

■ 計画策定の背景

近年、子ども・子育てを取り巻く環境はめまぐるしく変化しており、児童虐待、いじめ、不登校、ひきこもり、子どもの貧困、ヤングケアラーなどの諸問題が深刻化しています。

このような状況の中、我が国では、子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組や政策を社会のまんなか（こどもまんなか社会）に据えて強力に押し進めていくため、令和5年4月に「こども家庭庁」を発足し、子どもに関する施策・取組を総合的に担うこととされました。

令和6年6月には、子ども・子育て支援法の改正法が成立し、児童手当の抜本的拡充や保護者の就労要件等にかかわらず0歳6か月から満3歳未満の未就園児が、保育所等を時間単位で利用できる「こども誰でも通園制度」の創設などが示されており、それらへの対応も今後必要となってきます。

本市では、「第2期玉野市子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が令和6年度末に終了することから、子どものいる全ての家庭が安心して子育てできるよう、「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組と、さらなる子ども・子育て支援の取組を推進するため、「第3期玉野市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

■ 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条に基づく「市町村計画」として位置付けられます。

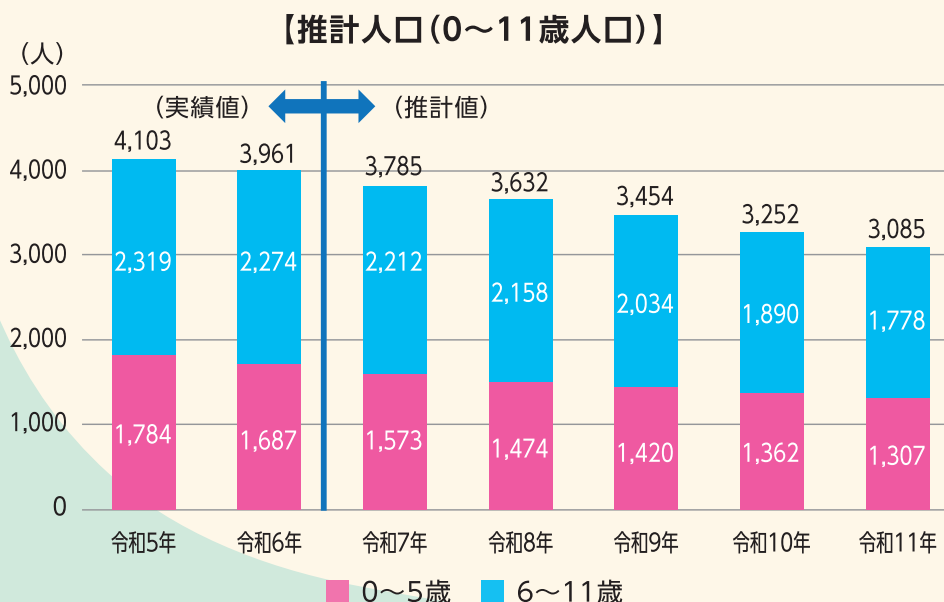
また、国から示された「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に即して、計画期間における「子どものための教育・保育給付（幼稚園や保育所などへの入所支援）」及び「地域子ども・子育て支援事業（子育て支援のための施策や事業）」の事業量の見込み、並びにそれらの提供体制確保策を定めています。

■ 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。令和11年度に、それまでの取組の評価・見直しを行い、令和12年度からの次期計画につなげます。

本市の子ども・子育てを取り巻く環境

■ 本市の児童人口の推移

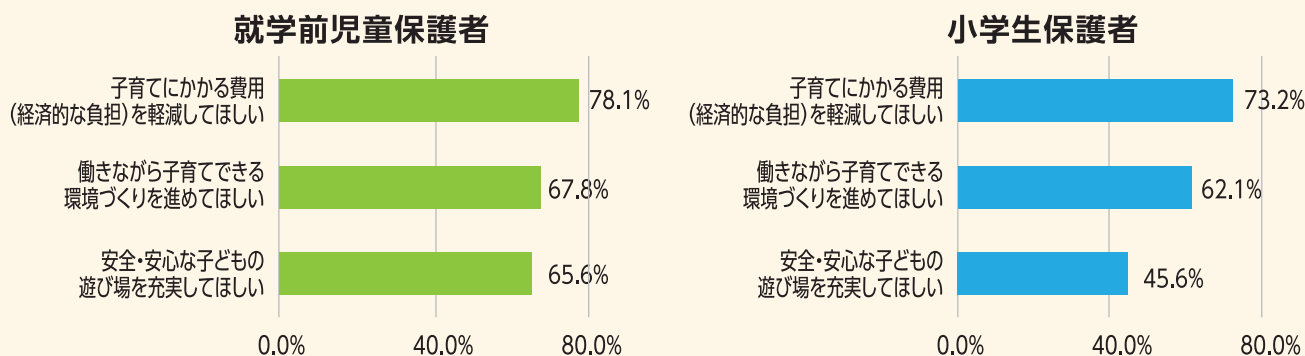


本市の0歳から5歳までの就学前児童及び6歳から11歳までの就学児童の推計人口をみると、計画期間の令和7年から令和11年の間、減少傾向で推移していくことが見込まれます。

資料：住民基本台帳人口を基にコーホート変化率法により推計

■ 保護者のアンケート調査結果(子育てしやすい社会にするための必要な支援策)

- 子育てしやすい社会にするための必要な支援策について、就学前児童保護者、小学生保護者ともに「子育てにかかる費用(経済的な負担)を軽減してほしい」「働きながら子育てできる環境づくりを進めてほしい」「安全・安心な子どもの遊び場を充実してほしい」の回答が上位を占めました。



■ 子ども・子育て支援の課題

- 妊娠期から子育て期までの様々な悩みやニーズに対応するため、効果的な情報発信や相談先の周知が必要。
- 育児休業について、特に父親では取得率が高いとはいえない状況であり、ワーク・ライフ・バランスの啓発や職場における育児休業に対する理解の促進等が必要。
- 近年の物価高の現状から「制服・体操服の購入費」「学習塾や習い事のかかる費用」などの経済的な負担感がある。

子育て支援の基本的な考え方

■ 基本理念

本市では、第2期玉野市子ども・子育て支援事業計画に基づき、子どもを安心して生み育てることができる基盤を整備するとともに、子どもの健やかな成長と自立を応援し、心豊かに育つまちづくりを、地域ぐるみで推進してきました。

近年の子どもと子育てを取り巻く状況は、歴史的円安等を背景とした物価高などを要因とした子育てへの経済的不安や、児童虐待の相談の増加など子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきており、教育・保育事業のニーズへの対応とともにそれらの問題にも対応していくことが必要となっています。

本計画においては、子どもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、誰ひとり取り残さず健やかな子どもの成長を地域全体で後押しし、子育て支援事業のさらなる展開と活動の推進を目指して、第2期玉野市子ども・子育て支援事業計画において定めた基本理念を踏襲します。

【本計画の基本理念】

安心して産み、育てられるまち
子どもたちが、のびのびと育つまち
子育てを、みんなで支えあうまち



施策の展開

基本目標1 健やかに産み育てられる環境づくり

■ 妊娠・周産期・乳幼児期の支援

安全で安心な妊娠・出産のため、妊婦一般健康診査をはじめ、関係課や医療機関等との連携を図りながら、様々な機会に相談や情報提供などを行います。

妊娠中から出産前後にかけて、育児や子どもの発育に関する正しい知識を普及し、母親やパートナーなど、育児に関わる方全ての不安や負担の解消に努めます。

主な施策・事業

(1) 安全・安心な妊娠・周産期・乳幼児期の支援

- 親子健康手帳の交付と活用
- 不妊・不育治療費助成
- 産後ケア事業
- たまの出産あんしんタクシー
- ハローベビースクール 等

(2) 乳幼児の健康乳児健康診査管理の充実

- 乳幼児健康診査
- 育児相談・離乳食相談
- 幼児の発達相談
- う歯予防
- 予防接種



■ 親子の健康づくりと食育の推進

家庭や地域、学校、行政がそれぞれの役割を明確にしながら、協働による健康づくりと食育の推進に取り組めます。

主な施策・事業

(1) 親子の健康づくり支援

- 愛育委員協議会
- 栄養改善協議会
- にじいろ教室
- すくすく親子アレルギー教室

(2) 食育の推進



基本目標2 子育てと仕事の両立

■ 多様な子育て支援サービスの充実

利用者の生活実態及び意向を踏まえながら、教育・保育事業をはじめとする子育て支援サービスの提供体制の整備や経済的な負担感の軽減施策を推進し、保護者が安心して子育てができ、また、子どもの豊かな育ちを支えられる環境づくりに取り組みます。また、受け皿の整備に併せて保育士等の子育てを支援する人材の確保に取り組みます。

主な施策・事業

(1) 子育て支援施策の充実

- 保育内容の充実
- 延長保育の実施
- 一時預かりの実施
- 休日保育の実施
- 病児・病後児保育の実施
- 子育て短期支援事業
- 放課後児童クラブの充実 等

(2) 経済的支援の充実

- 出産育児一時金
- 児童手当
- 児童扶養手当
- こども医療費の助成
- 在宅育児手当支給事業
- 就学援助費 等

(3) 保育士の人材確保



ワーク・ライフ・バランスの推進

「第5次たまの男女共同参画プラン」との施策連携を図り、子育ての各ステージにおいて、女性も男性も多様で柔軟な働き方を選択できるよう、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）実現の視点に立ちながら育児休業や介護休業制度の普及啓発や労働時間短縮に向けた事業所等への働きかけ等を関係機関との連携のもと取り組みます。

また、家庭内でのコミュニケーションや男性の家事・育児参加への働きかけ等、家庭や職場における啓発や学習機会の充実を図ります。

主な施策・事業

(1) 就労環境の整備

- 事業所内保育の推進
- 労働時間短縮の促進と育児休暇取得の普及・啓発 等

(2) 子育て意識と男女共同参画の啓発

- 子育て意識の啓発
- 男女の固定的な役割分担意識の解消、男女平等意識の普及啓発 等



基本目標3 地域で安心して子育てできる環境づくり

子育てを応援するまちづくり

子育てについて気軽に相談ができ、必要な情報を得ることができる環境を整備することにより、子育ての知識・経験の不足や相談相手がいないことからくる不安や孤立感の軽減を図ります。また、同じ子育ての悩みの共有や相談ができ、楽しく子育てができるよう、子育て中の親子の交流を促進します。

主な施策・事業

(1) 子育て家庭への支援の充実

- 子育て支援センターの機能の充実
- 子育て相談体制の充実
- 教育相談などの充実 等

(2) 子育て支援のネットワークづくり

- 子育て教室などの開催
- サークル活動の支援
- 学校と地域との連携 等



きめ細かな取組が必要な家庭や子どもへの支援の充実

近年、全国的に児童虐待の相談件数が増加しています。児童虐待の防止に向けた体制の強化が求められており、本市においても関係機関が連携し、児童虐待の早期発見・早期対応に取り組みます。また、ひとり親家庭等への相談対応や経済的な支援に引き続き取り組むとともに、障害のある子どもなど、特別な支援が必要な子どもの健全な発達を支援し、身近な地域で安心して暮らすことができるよう、特別支援教育の充実や環境整備を推進します。

厚生労働省が令和5(2023)年7月に公表した最新の国民生活基礎調査によると、子どもの貧困率は11.5%となっており、約9人に1人の子どもが、平均的な所得の半分以上の世帯で暮らす状況となっています。子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育つ環境の整備や教育環境の機会均等を図ります。

主な施策・事業

(1) 子どもの人権尊重と児童虐待防止対策の充実

- 「子どもの権利に関する条約」の理念の啓発
- 児童虐待の早期発見と支援 等

(2) ひとり親家庭への自立支援の推進

- ひとり親家庭の自立支援
- ひとり親家庭等の医療費の助成 等

(3) 障害のある子どもへの支援の充実

- 特別支援教育の充実
- 障害のある子どもに対する助成
- 特別児童扶養手当 等

(4) 子どもの貧困の解消に向けた対策の推進

- 生活困窮者に対する相談支援
- 子どもの貧困の解消に向けた対策

(5) 外国につながる幼児への支援

- 円滑なコミュニケーションのための配慮や支援



子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり

防災・防犯や交通安全に対する意識啓発をはじめ、安全・安心確保のため、地域住民の自主活動等を支援し、地域全体で子どもを見守るまちづくりを一層推進します。

また、児童生徒たちが心身ともに健全な生活を送れるよう、学校や家庭における相談体制の充実や生活環境の改善を図っていきます。

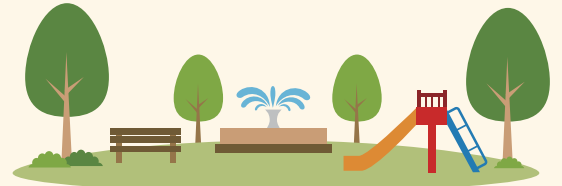
主な施策・事業

(1) 子どもの安全・安心の確保

- 危険箇所の点検
- 交通安全の推進
- 防災対策の推進
- 有害環境の浄化 等

(2) 快適な生活環境の整備

- 公園等の整備
- 児童遊園地の整備



基本目標4 子どもの生きる力の育成

子どもが心豊かに成長するための活動の推進

地域のボランティア指導者や協力者など、地域で活動する人材や団体との連携を強化し、多様な世代の人や子ども同士の交流の機会を提供するとともに、親子が気軽に福祉活動や体験活動等に参加できる機会づくりを充実します。また、文化活動やスポーツ活動を促進し、子どもの健全な育成を図ります。

また、読書を通じて親子の絆を深めるとともに、読書に親しむ生活習慣の形成を図るため、図書館活動等を通じて、子どもたちが幼い頃から本に親しめる環境と、本への興味・関心を高めるきっかけをつくります。

主な施策・事業

(1) 多様な体験・ふれあいの機会づくり

- 地域こども楽級の推進
- 福祉教育の推進
- 優れた芸術文化に接する機会の提供 等

(2) 健全育成の推進

- 図書館活動の充実
- 児童館活動の充実
- スポーツ施設の充実 等



教育環境の充実

子どもが個性を発揮し、のびのびとゆとりある生活を送れるよう、幼児期からのきめ細かな教育の推進とともに、家庭における教育力の向上を支援し、関係機関や地域との連携を深め、地域に開かれた学校づくりを支援します。

子どもの頃から喫煙や薬物等の害について学ぶなど健康教育の充実を図るとともに、赤ちゃんとのふれあい体験学習や道徳授業、人権授業を通じて、命や人権の大切さの認識を図るなど、次代の親の育成に向けた教育を推進します。

主な施策・事業

(1) 幼児教育環境の充実

- 幼児教育の充実・振興
- 幼稚園・保育園・認定こども園との連携強化 等

(2) 学校教育環境の充実

- 性・命に関わる学習機会の充実
- 次世代の親の育成
- 子どもの健康づくり事業
- 職業体験事業
- 適応指導教室運営事業「わかば教室」等



サービスの見込み量と確保方策

サービスの見込み量と確保方策一覧

● 教育・保育事業の見込み量

教育・保育事業		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
幼稚園・認定こども園のニーズ (3歳以上の教育利用)(人)	見込み値	124	86	62	52	41
	確保量	240	240	240	240	240
保育所・認定こども園のニーズ (3歳以上の保育利用)(人)	見込み値	739	712	686	661	637
	確保量	838	838	838	838	838
保育所・認定こども園・地域型保育のニーズ (0～2歳児)(人)	見込み値	499	494	487	481	475
	確保量	523	523	523	523	523

● 地域子ども・子育て支援事業の見込み量

地域子ども・子育て支援事業		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
時間外保育事業(延長保育事業)(人)	見込み値	600	600	600	600	600
	確保量	600	600	600	600	600
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)(人)	見込み値	800	771	743	716	691
	確保量	760	760	760	760	760
地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター・児童館)(延べ利用回数)	見込み値	7,390	7,390	7,390	7,390	7,390
	確保量	13,128	13,128	13,128	13,128	13,128
一時預かり事業 (一時保育事業)(延べ利用人数)	見込み値	2,121	2,111	2,102	2,093	2,085
	確保量	2,121	2,111	2,102	2,093	2,085
子育て短期支援事業 (ショートステイ)(延べ利用人数)	見込み値	15	15	15	15	15
	確保量	72	72	72	72	72
病児・病後児保育事業 (延べ利用人数)	見込み値	120	120	120	120	120
	確保量	260	260	260	260	260
子育て援助活動支援事業 (延べ利用人数)	見込み値	413	413	413	413	413
	確保量	700	700	700	700	700
乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)(人)	見込み値	228	219	212	206	199
	確保量	228	219	212	206	199
妊産婦健康診査(人) ※確保量は健診回数	見込み値	2,835	2,771	2,708	2,647	2,587
	確保量	16	16	16	16	16
養育支援訪問事業(人)	見込み値	271	271	271	271	271
	確保量	271	271	271	271	271
利用者支援事業(か所)	見込み値	-	-	-	-	-
	確保量	2	2	2	2	2
妊婦等包括相談支援事業 (延べ利用回数)	見込み値	638	638	638	638	638
	確保量	700	700	700	700	700
産後ケア事業 (延べ利用人数)	見込み値	66	73	80	88	97
	確保量	145	145	145	145	145
子育て世帯訪問支援事業 (延べ利用人数)	見込み値	29	28	27	26	25
	確保量	29	28	27	26	25
乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)(延べ利用人数)	見込み値	40	38	38	37	36
	確保量	40	38	38	37	36

計画の推進にあたって

■ 関係機関等との連携

本市の子育て支援施設（幼稚園、保育園、認定こども園）においては、より一層、質の高い教育・保育サービスの提供を目指します。地域子ども・子育て支援事業の推進にあたっては、妊娠期を含む全ての子育て家庭をバックアップします。そのため、市内の各関係部署間の連携を強化するとともに、関係機関や関連団体、県、近隣市町村とも連携・協力体制の構築を目指し、適切な計画の推進を図ります。また、スムーズな就学移行を目指すことも必要であることから、子育て支援施設と小学校との連携を、さらに深めるための取組を検討し、子どもの成長の切れ目ない支援と環境づくりを進めます。

■ 計画の達成状況の点検・評価

本計画の推進にあたっては、計画（Plan）→実行（Do）→点検・評価（Check）→改善（Action）に基づく進捗管理を、より一層強化し、常に改善を図ります。

■ 市民の参画や地域との連携

地域における子育て支援は、保育園・幼稚園・認定こども園、学校といった子育て支援の関係者だけが担うものではなく、市民一人ひとりが子育て支援の担い手であるという考えのもとに、自主的・積極的な活動をしていくことが理想といえます。市民の子育てへの参画と身近な応援で、子育て支援の輪の拡大に努めます。

■ 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

幼児教育・保育の無償化に伴い、対象となる保護者は、「子育てのための施設等利用給付認定」を受ける必要があります。本市では、公正かつ適正な支給の確保とともに、給付対象者の利便性等を勘案しつつ、円滑な給付方法を検討します。

■ 障害児支援の体制整備の推進

地域において障害児を支援する体制を整備するにあたっては、児童発達支援センター等による地域支援・専門的支援の強化や保育所等訪問支援等の活用を通して、保育園、認定こども園、幼稚園、小学校、放課後児童クラブ等の育ちの場において関係者が連携・協力しながら地域社会への参加及び包摂（インクルージョン）を推進します。



第3期玉野市子ども・子育て支援事業計画

発行年月：令和7年（2025年）3月 発行：玉野市健康福祉部こどもみらい課

〒706-8510 岡山県玉野市宇野1丁目27番1号 TEL：0863-32-5554 FAX：0863-32-5514